

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和5年7月25日（火）午前10時56分～午前11時12分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和5年狛江市議会第3回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部 長 提出予定議案1「令和5年度狛江市一般会計補正予算（第3号）」から4「令和5年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、各会計の補正予算です。内容については調整中のため、改めて庁議で審議をお願いします。5「狛江市条例の読点の表記を改める条例」は、国の「公用文作成の考え方（建議）」及び社会一般の文書における読点の表記の実態に鑑み、市の条例に用いられている読点の表記を改めるものです。6「狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の改正に伴う改正です。7「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、災害医療コーディネーターの報酬額改定等に伴う所要の改正です。8「狛江市印鑑条例の一部を改正する条例」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う改正であり、スマートフォンにより印鑑証明をコンビニ交付で取得できるようにするものです。9「狛江市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の改正に伴う所要の改正です。森林環境税の徴収等による規定を設けるものです。10「狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正です。11「狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴う所要の改正です。12「狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例の一部を改正する条例」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正です。13「令和4年度狛江市一般会計決算の認定について」から18「令

和4年度狛江市下水道事業会計決算の認定について」は、各会計の令和4年度決算の認定をお願いするものです。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 今回初日の審議はないのですか。

部長 条例については委員会付託で最終日の審議をお願いする予定であり、補正予算4件については、内容整理中のため初日になる可能性もあります。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「専決処分報告について」を報告してください。

部長 5月24日午後9時頃、狛江市消防団第3分団が和泉多摩川教習所等で訓練していた際、訓練区域である狛江市猪方四丁目12番8号先多摩川土手天端で損害賠償の相手方がウォーキングをしていたところ、土手天端に延長していた充水ホースに躓き、転倒及び負傷する事故が発生しました。本件について、その後相手方と協議等を行った結果、7月14日に示談証を取り交わし、7月24日付けで損害賠償額40,570円で決定する専決処分を行いました。

市長 続いて、報告事項2「調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について」を報告してください。

部長 令和5年度の生産緑地の都市計画変更は、令和4年に生産緑地地区の買取申出が提出され、行為制限が解除されたものや、追加指定されたものについて変更を行います。資料5ページを御覧ください。変更前の面積は約28.12haでしたが、変更後は約27.04haとなります。変更内容の詳細については、資料2～4ページを御覧ください。今後のスケジュールについては、7月31日開催予定の第1回狛江市都市計画審議会への報告を行った後、8月中旬頃に都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定により、東京都へ協議を行い、10月上旬に都市計画案の告示・縦覧の上、11月下旬に開催予定の第2回狛江市都市計画審議会へ付議します。同審議会の答申を受け、都市計画決定告示を行う予定です。

市長 続いて、報告事項3「第3期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和5年度ローリング版）について」を報告してください。

部長 本計画は、令和2年3月に策定した「第3期狛江市教育振興基本計画」で設定している施策の着実な推進に向けて、毎年度見直しのためローリング作業を行い、策定しています。計画の内容としては、各施策の令和4年度の実行状況や、令和5・6年度の実行内容等を明示しています。また、狛江市教育大綱実施計画を兼ねていることから、7月20日開催の教育委員会で審議した後、市長が会長を務める総合教育会議へ付議し、承認いただいたところです。7月25日の総務文教常任委員会においても説明を行いました。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月1日
午前9時00分から開催します。